

貧困と排除について

1. 二つの概念の違い

19世紀、ブースのロンドン調査に始るイギリス由来の伝統的な「貧困概念」は、生活財や食糧を手に入れる事ができない程の「低所得」の状態として、{貧困}は所得と言う一つの次元の情報によって捉えられた概念といえよう。

新しい貧困とされた「相対的剥奪」も、戦後復興を成し遂げ、完全雇用が求められた時代においてもこの伝統の内に入り、「剥奪」もまた世帯の生活様式という多次元的な問題を通して、その社会の標準的な生活様式を送れない程の生活財の欠乏をもたらす「低所得」の状態を{貧困}として概念付けているといえよう。

基本的には「低所得」問題としての伝統的な「貧困概念」に対し、「社会的排除」は「排除される者」と「排除をする社会」という双方の「関係」に焦点づけて、個人の取り結ぶ社会関係の総体である生活、その困難としての社会的不平等を{貧困}として捉えようとする。

そのため貧困線をどのラインに設定すべきか、という貧困者の特定の議論から始まり、ある意味では貧困層は「解消されるべき集団」として切り分けられている伝統的な「貧困概念」に対して、「社会的排除」は被排除者（貧困者）を社会を構成する主要な集団との関係性において規定し、その中で「社会の全体構造を規定する人々」として考察する。

この点に伝統的な「貧困概念」と「社会的排除概念」との違いがあり、ここに「社会的排除」概念が多様な議論を巻き起こす所以があると思われる。

2. 共に不平等問題としての相対的貧困（剥奪）と社会的排除

ところで伝統的な「貧困」は生活財の不足、「低所得問題」であるのに対して、不平等とは社会の平均的、一般的な人々と個々人の生活上の違い、格差が存在しており、その分布状況や程度の大きな社会の状態を指している、「社会全体の構造」を指す概念である。

アマアルティア・センが『不平等の再検討 (Inequality Reexamined) 』の中で繰り返し述べているように、不平等問題は何の不平等をどの水準と比較するのかによってその評価は異なる。その上個々の人間の生きる条件（境遇）は多様である。この事が「なぜ平等でなければならないか」と言う問いの答えを様々に規定する。

「相対的貧困（剥奪）」は「生活様式」が社会の一般的水準と比較して、その劣った程度、格差を「貧困」として捉えるので、「相対的貧困（剥奪）」と表現された不平等問題は、生活様式が一定水準であるための生活財を確保する事ができない程の所得の不足、「貧

困ライン」に達しない「低所得問題」として整理されている。ここでは社会内の貧困者と非貧困者とは無関係である。

これに対して「社会的排除」は、その人が社会の中の様々な関係において何だかの齟齬を生じ、排除されているという事態、その在り方が社会の一般的水準と比較して格差があるという生活困難を「貧困」と捉えるので、「排除される者」と「排除する社会」という双方が関与する問題である。排除される者／排除する社会の関係において、社会と排除される個人の間には排除／被排除の関係が存在する。

EUでは「社会的排除」は、排除／包摂とセットで提示される社会政策転換の鍵概念として提示され、社会の側が被排除者を「包摂すべき」とする価値規範性を抱えて、被排除者への平等な社会的包摂を求める政策、包摂政策が問われている。

「社会的排除」では「包摂的な社会」という基準において「社会の在り方」が示され、そこへの道程、政策の展開過程が問われている。「剥奪」ではその社会における「平均的な生活様式」の水準が問われていると考える事ができるであろう。

3. 社会的包摂と普遍的な福祉制度

しかしEUの「社会的排除」の用い方に対しては、本来多次元的な「社会的排除概念」が、労働市場からの「排除」と言う単次元の問題に切り詰められ、労働市場への包摂、仕事との関係での包摂に集中していると言う批判がなされている¹という。

この指摘は「社会的排除」を狭い次元の問題として設定するならば、「被排除者」はかつての貧困者と同様に、包摂的な社会への転換という社会全体の問題と言う文脈から切り離されて扱われ、排除する社会の側の構造問題として貧困問題を置き直すといった「社会的排除」概念の優れた特質が薄れて、伝統的な「貧困」と同様のスティグマ性を抱えると言う傾向を帯びてくるのではないだろうか。

「社会的排除」は社会的不平等の社会関係的な把握であり、低所得問題として設定する旧来の「貧困概念」とは異なる、社会構造全般に及ぶ問題設定であると思われる。そこでラーケン指標（社会的排除指標）による実態調査から「被排除者」をいろいろなリスク・グループとして把握し、リスク・グループをターゲットに特別な制度を敷き過ぎれば、ある意味ではそれは特定集団に向けられる残余的な福祉制度と同様の傾向への回帰という問題を抱えるであろう。ここでは政策の優先順位をどのように判断して行くのかという問題とのバランスにおいて、検討されなければならないのであろう。

「EUの社会的排除は労働市場からの排除に狭められている」という批判的な指摘の意味

¹ 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容』P323 昭和堂 2006年1月

合いは、「脱社会的排除」の政策が狭い次元の問題として設定されるならば「福祉国家のジレンマ」「福祉利用者へのスティグマ」を再度持ちこす可能性は否定できないと言う指摘と重なるのではないだろうか。

フランスでは、エレミ（最低参入所得保障制度）は「エレミは社会的ミニマムにおいてどのような属性の人々であろうと、又理由の如何を問わず収入がそれに満たない人々への最終的な安全網としての役割を果たす事になった²」との事である。「社会的排除」に対応するエレミと言う所得保障制度の創設が、社会の側が国民全体に保証すべき生活水準、ミニマムを問い、それを軸に、最低参入所得の額と社会保障制度全体を動かしていると言う展開と思われる。

またスウェーデンの社会保障制度の特徴は「全ての国民を対象とし、誰もが直面する出産、育児、病気、高齢化と言った人生のリスクに対応するもので、現役世代の生活保障システムとしても機能している³」とされ、所得階層の低い層も、高い層もあまねく福祉サービス（保育、教育、出産等）を受給し、給付を偏りなく受けている普遍的な制度である。

たとえば今般の育児手当のように、収入制限をつけて被給付者の範囲を確定する事は、豊かな階層には手当は不要と言う事であろうが、ここで社会の構成員は給付される人々とされない人々に二分され、負担ばかりをして給付されない人々を生じせしめる。一定の年収をラインとして社会を二分する事には、貧困ラインの設定と同様な効果を生じせしめて、その政策の設定が普遍的問題を一部特殊な層の問題として構成され、受け取られる事へと向かうと思われる。

ここに不平等を是正するための福祉制度が、制度利用者への社会的な敵意、マイナスの評価を伴うという「福祉国家のジレンマ」と表現される問題が持ち越されてゆく可能性は否定できないのではないだろうか。

社会の全階層が共通のルールで給付、負担をする制度体系は、個々人がその制度利用をする毎に、生活行為を通して、生活感情として、社会全体として不平等の解消を受け入れる方向へと、向かう事ができるといえよう。

まとめ：

² 都留民子 『フランスの貧困と社会保護』 P48 法律文化社 2005年9月20日

³ 湯元健治・佐藤吉宗 『スウェーデン・パラドックス』 P269 日本経済新聞出版社
2010年11月

貧困とは多次元的構成の不平等問題を「入れ子」のように抱えている概念であるために、多次元的にアプローチをする事によってしか、十全な把握、また対応もできないのであろう。ラーケン指標では物質的な貧困、低所得をも注目している。

EUは排除／包摂と言う構成において「包摂すべき」とする価値規範性をもって「社会的排除」の実態調査を行っている。データは調査する側の目的にそって集計され、読み解かれるのであり、このような位置付けは大きな意味を持っていると思われる。センの言う経済学と倫理学の接近とはこのような問題意識に裏打ちされていると考える事ができよう。

不平等問題と言う日々変化する社会構造的問題を抱えている貧困への政策対応としての「社会的包摂」の政策は、社会の全構成員共通のルール、普遍的な制度体系として、ステイグマ無き制度として行われる事が望ましいと思われ、それは「貧困の構造」からも、引きだされるのではないだろうか。

しかしそれは政策の優先順位の問題との兼ね合いでもあろう。そこで貧困、社会的排除（不平等問題）の実態調査、社会的排除の拡大の動向、それを示す貧困調査関連指標のデータの開発とその読み込みと評価、その妥当性が大きな問題として出てくるのであろう。

貧困は不平等問題を抱えているので、時代とともに動き、その焦点も変化する問題である。その傾向をくみ取りながら、不平等の構造に向けた政策展開が問われている。そしてまた、福祉国家のジレンマ、貧困者へのステイグマの克服、解消も求められている。それが21世紀、先進福祉国家の現在であろう。

—貧困の三角形へ—